

12 作業療法士^{*1}

中村 春基^{*2}

1. 作業療法士とは

1965年6月29日法律第137号「理学療法士および作業療法士法」（以下、作業療法士法）に規定され、次に示す作業療法を医学的および学術的根拠に基づいて行うことを業とする国家資格である。

作業療法は、人々の健康と幸福を促進するため「人は作業を通して健康や幸福になる」という基本理念の基、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる。

作業には、日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊びなど、人が営む生活行為と、それを行うのに必要な心身の活動が含まれる。対象となる人々とは、身体・精神・発達・高齢期の障害や環境への不適応により、日々の作業に困難が生じている、または、それが予測される人や集団を指す。作業療法は、対象となる人々の活動と参加を促進するために、心身機能の回復、維持、あるいは低下を予防する手段として、その人にとって意味のある作業に焦点を当てた治療、指導、援助を行っている。

2. 過去20年間の人数・男女比の推移

作業療法士の有資格者数は、2021年度8月末日時点で104,286名であり、養成校での養成が1963年に始まって以来、養成校数の増加とともに増加傾向にある。また、日本作業療法士協会の会員数も2000年から2020年の20年間で約6倍にまで増加している。男女比については、女性が約61%と半数以上を占めており、常に女性が多いのが特徴といえる（図1、図2 出典：

日本作業療法士協会統計資料）。

3. 文部科学省、厚生労働省など行政の役割

大学および短期大学は文部科学省、専門学校は厚生労働省が主たる所管官庁となる。

文部科学省では、大学設置・学校法人審議会に大学設置分科会が置かれ、学校教育法に基づき、教育課程、教育組織、施設備品などについて「大学設置基準」への適合、収容定員の増減などの変更について審査・認定が行われる。

厚生労働省では、医政局が指定規則改定、作業療法士国家試験出題基準の検討、国家試験の作成と実施を行う。保険局、老健局では、医療・介護施設などの施設基準を所管することなどにより、作業療法士の医療保険、介護保険制度上の位置づけがなされている。また、障害者の就労支援などでは、社会・援護局、労働基準局、職業安定局が密接に関与する。

4. 免許制度と免許試験制度

作業療法士の免許は、「作業療法士法」第二章第三条（免許）にて定められ、作業療法士になろうとする者は、作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下、免許）を受けなければならない」とされている。また免許試験は、第三章 試験で定められており、その試験の目的は、作業療法士としての必要な知識および技能について行われ、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が行うことになっている。

5. 従事する業務内容と従事する医療現場の対象と職場

医療領域、介護保険領域、障害児・者福祉領域、労働領域では就労支援、保健領域では介護予防・フレイル予防、地域生活支援など、教育領域では特別支援教育など、職域は幅広く近年では司

^{*1} Occupational Therapist

^{*2} Haruki Nakamura 一般社団法人日本作業療法士協会

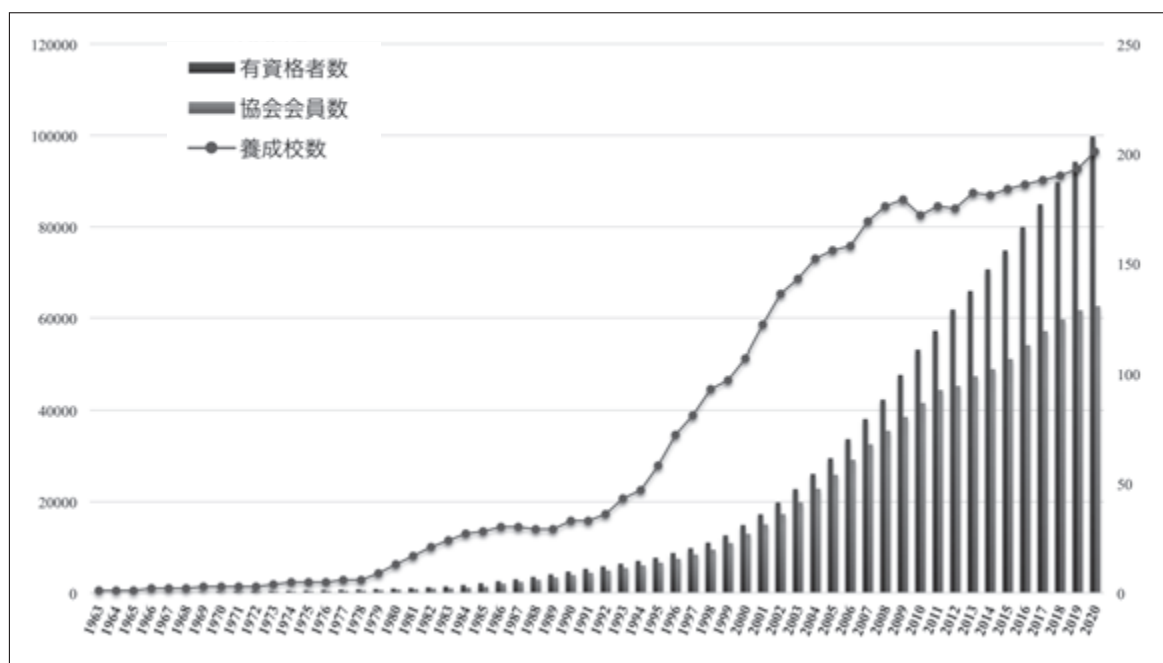


図1 作業療法士資格者，協会会員数，養成校数推移 2020 年度データ

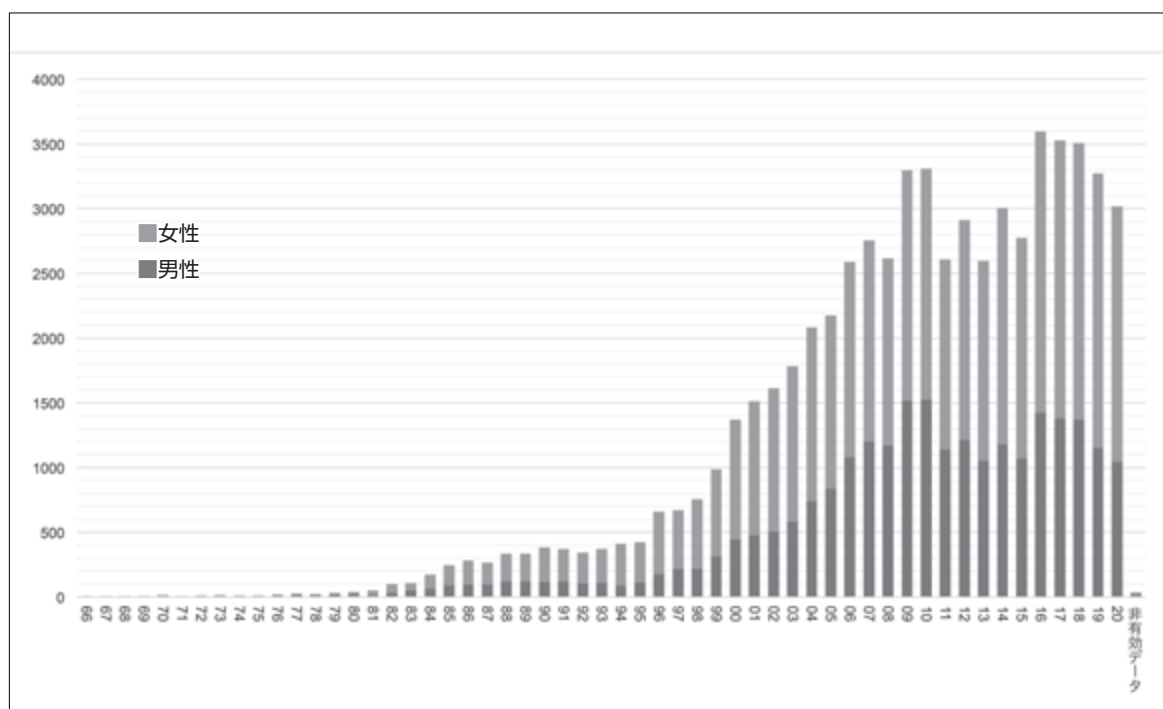


図2 資格取得年ごとの男女別会員数の推移 2020 年度会員統計データ

法領域への介入事例（例：刑務所や少年院）もある。

このうち医療領域（病院・診療所等）に従事する作業療法士の多くが対象としている疾患

は、『日本作業療法士協会会員統計資料 2019 年度』によると，①循環器系疾患（脳血管性障害等），②精神および行動の障害（統合失調症等），③筋骨格系および結合組織の障害（骨関節症等）

が上位を占めている。また、高次脳機能障害や認知症に加えて、発達障害などを対象としていることが特徴でもある。医療現場では、回復期リハビリテーション病棟入院料や地域包括ケア病棟入院料を算定する病院とともに、精神科病院にも多くの作業療法士が従事しており、身体や精神の障害において作業（生活行為）に焦点を当てた作業療法が行われ、対象者の応用的動作能力、社会的適応能力の改善に働いている（図3）。

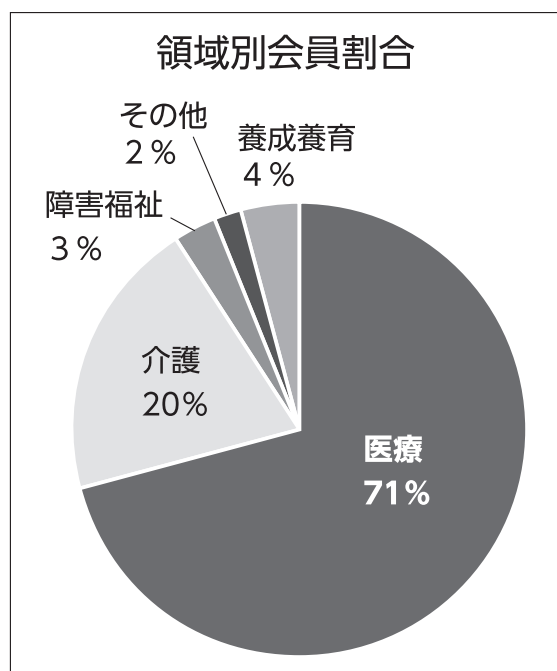


図3 領域別会員割合 2020年度会員統計データ

6. その他の領域

福祉領域の874施設に1,139名の作業療法士が従事している（2020年度末日本作業療法士協会調べ）。障害者総合支援法関連では、自立支援の観点から就労支援、機能訓練等に携わり、児童福祉法関連では、福祉型・医療型障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問等支援において、日常生活、遊び、集団等を通した発達の促進を図っている。加えて、特別支援学校や教育委員会等に43名（2020年度末日本作業療法士協会調べ）が従事し、乳幼児期、学童期、学校教育、就労とライフステー

ジに沿った作業療法を展開している。

7. 教育機関の数、国公立の別、卒前教育課程

日本における作業療法士教育は、理学療法士教育とともに1963年5月、3年制各種学校として東京の国立療養所東京病院附属リハビリテーション学院（厚生省所管）で始まった。その後、作業療法士教育は、厚生労働大臣指定の国立養成所施設と私立の各種専門学校（3年制および4年制）と、文部科学大臣指定の短期大学および大学で行われてきた。1979年に3年制短期大学（金沢大学）、1992年に4年制大学（広島大学）、1996年に修士課程（広島大学大学院）、1998年に博士課程（同大学院）が開始され、以後、全国の大学で大学院（修士・博士課程）の設置が拡大している。

2021年8月現在、大学94、短大4、専門学校・国立養成施設1、専門学校・私立養成施設106の計205校（209課程）、4年制142課程（68%）・3年制67課程（32%）である。大学が増え、夜間専門学校が減少している。入学定員は7,820人である。

一方、カリキュラムは、1965年の「作業療法士法」に含まれた作業療法士の養成に関する「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（以下、指定規則）および「理学療法士作業療法士養成施設指導要領について」（以下、指導要領）で教育がなされたが、7年間の時を経て、文部省と厚生省が協力して、1972年に「文部省・厚生省令第1号指定規則」として改正され、現在につながるカリキュラムを確立していった。そして、1999年高等教育全般の改革を受け、教育内容の区分別大綱化、単位制の採用、臨床実習施設の拡大を軸とする改正が行われた。2015年に指導要領が廃止されて「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」が定められた。2017年6月から理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会で、カリキュラム総単位数、内容、臨床実習のあり方、専任教員の要件等が検討された。2020年から、改正された指定規則・指導ガイドラインによる養成

教育が始まり、2022年4月より着任予定の専任教員のための厚生労働省指定専任教員養成講習会も開催される場所である。

1977年に日本学術会議が4年制大学教育へ移行するように勧告を出しているが、次の指定規則改正では、4年制大学教育（4年制以上教育）への移行実現が大きな課題となる。

8. 卒後研修制度と主なキャリアパス

日本作業療法士協会は設立以来、作業療法の質の維持・向上をはかるため様々な研修を開催し、会員へ生涯学習の機会を提供している。有資格者の急増、職域の拡大、社会的ニーズの多様化への対応が要求され、同時に作業療法の質の保証が課題となり、より組織的な生涯教育体制の整備が求められた。このような背景の中で、2003年に「生涯教育制度」を創設し、運用している。

現行の生涯教育制度は、「基礎研修制度」「認定作業療法士制度」「専門作業療法士制度」に

て構成される（図4）。

基礎研修制度は、概ね5年の間に、現職者共通研修（10テーマ）、現職者選択研修（2研修以上）、基礎ポイント研修（50ポイント以上）を修得する。基礎研修が修了すれば、次に認定作業療法士制度、専門作業療法士制度へ進み、資格認定を目指す。同時に、基礎ポイント研修を5年毎に50ポイント以上を取得し続ける。キャリア形成のイメージをホームページに掲載している。

また、生活行為向上マネジメント研修制度、臨床実習指導者実践研修制度などもあわせて運用している。

9. 国・自治体や学会による専門家認定制度の有無

日本作業療法士協会では、2つの資格認定制度を運用している。

認定作業療法士制度では、基礎研修修了から5年間の有効期限内に、共通研修（2講座）・選

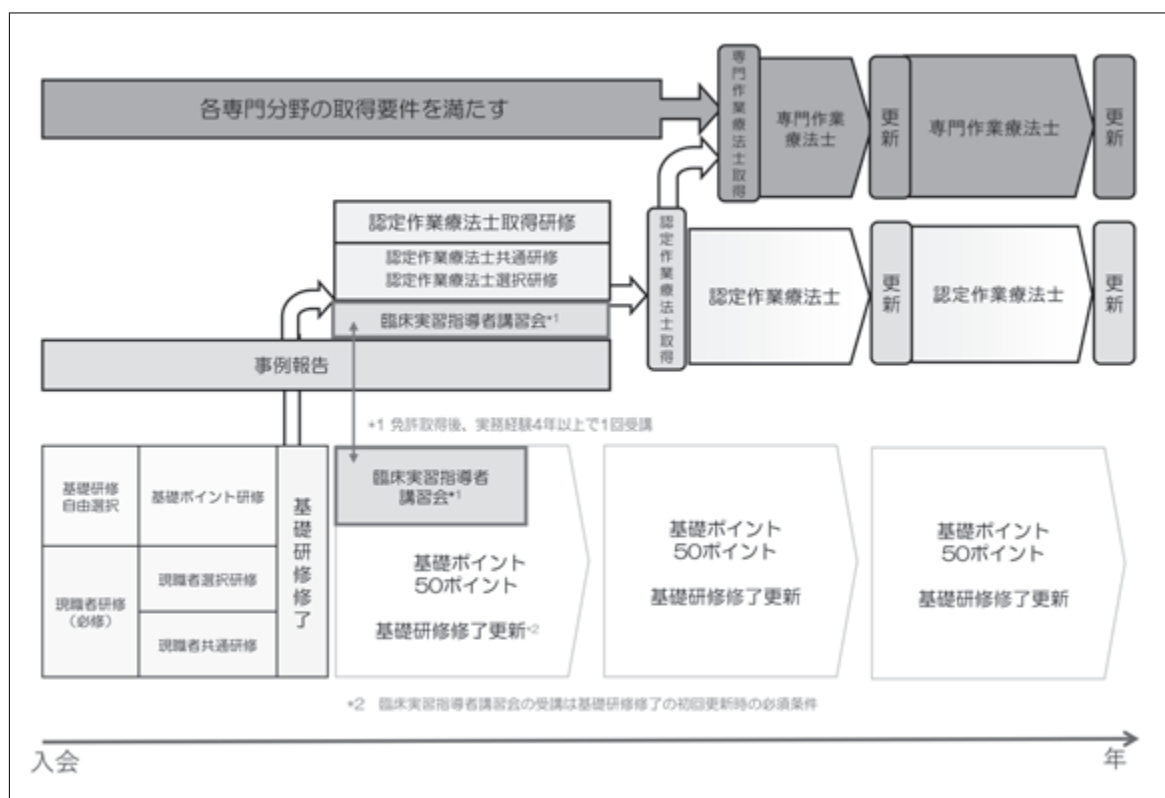


図4 生涯教育制度の構造図（2020年4月1日以降入会者）

択研修（2講座）を受講し、各研修時に修了試験を受けて、合格する必要がある。加えて、厚生労働省指定臨床実習指導者講習会の修了、および事例報告3例を提出しなければならない。すべての要件を満たし、審査に合格することで、認定作業療法士として認定される。

専門作業療法士制度では、①研修実践（研修受講）、②臨床実践（事例数や経験年数）、③研究実践（学会発表や事例報告など）、④教育と社会貢献の実践（研修会講師など）という4つの実践を行い、書類審査の後、資格認定試験に合格することで、専門作業療法士として認定される。この4つの実践はすべて各専門分野に特化したものでなければならない。

2つの資格認定制度は更新制度を備えており、5年毎に必要な要件を取得し、更新する必要がある。

現在（2021年8月末日時点）、認定作業療法士は1,172名、専門作業療法士は10分野114名（認知症14名、福祉用具10名、手外科31名、特別支援教育15名、高次脳機能障害11名、精神科急性期4名、摂食嚥下10名、訪問作業療法7名、がん11名、就労支援1名）が認定されている。今後も関連学会や大学院と連携し専門作業療法士の新規分野の認定について継続的に審議し対応している。

10. 教育について話題とされていること

日本作業療法士協会は、世界作業療法連盟（以下、WFOT）に加盟しており、作業療法士の教育水準の維持・向上を目指すべく、作業療法士の教育に関わる基準（2003年10月）を策定

した。また、定期的な見直しを行うことを定め改訂の度にWFOTの承認を得ている。さらに、WFOT養成施設認可校を日本作業療法士協会HPで公表し各国の協会にも送付している。

国内においては、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築等により、作業療法士に求められる役割や知識等が大きく変化してきている。また、学校養成施設の臨床実習の実施方法や評価方法が各養成施設で様々である実態がある。これらのことを踏まえ、厚生労働省において、2017年6月に理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム改善検討会が設置され、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指導ガイドライン」の見直しが行われた。主な内容は、①カリキュラム総単位数の増加、②臨床実習カリキュラムの増加と指導者要件の改変、③専任教員要件の改変であり、2020年4月より施行となった。今回の見直しを受けて日本作業療法士協会では、必要な研修会の実施および体制整備、臨床実習の手引（第5版）の発刊等、また、新カリキュラムの適用から5年を目途として、新たな見直しの必要性の検討（次期カリキュラム改定の検討）や、養成機関の就業年数について4年以上に移行すべきという意見もあり、医療職の全体のバランスとリハビリテーションの国際的な教育水準等も踏まえた検討を行うなど、より質の高い作業療法士の養成に向けて取り組んでいる。

今後も作業療法教育の充実に向け関係・関連団体と連携し次期見直しに向け対応を開始している。